

『令和8年度富士環境衛生自治推進協会環境衛生改善事業補助金』について

富士市内の環境衛生の改善を図るため、町内会・区が行う事業に使用する備品等の購入にかかる**経費の1/2以内で補助**します。なお、項目ごとに**補助金交付限度額が異なります**。

1町内会・区につき「清掃器具・薬剤」からは1件まで申請できます。「ゴミステーション関連用品」は何件でも申請できます。なお、昨年度は58件の補助金交付をしました。

何件（何箇所）
でも申請可能

下の「清掃器具・薬剤」はそれぞれ、**1年度につき1件（1台）まで**

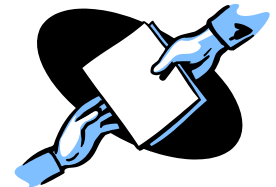


ゴミステーション 関連用品及び修繕	草刈機 ハバリカン	タンク車型 動力噴霧器	背負式 噴霧器	不快害虫用 薬剤	ブロワー バキューム
1箇所 10万円 まで	1台 3万円 まで	1台 3万円 まで	1台 2万円 まで	1式 2万円 まで	1台 2万円 まで

1 申請期間 令和8年6月12日（金）～令和9年1月8日（金）まで

※予算がなくなり次第終了となります。

2 受付 富士環境衛生自治推進協会 事務局
富士市役所 10階 環境総務課 窓口



3 申請から交付までの流れ

手順1

申請書の提出

申請書には『見積書のコピー』を添付してください。

事業実施の1カ月前までに申請をしてください。
月に1度開かれる正副会長会で審査を行います。
審査後に連絡をしますので、その後、備品を
購入して事業を実施してください。

《注意》備品購入後の
申請は認めません。

手順2

報告書の提出

事業完了後、
速やかに報告を
してください。

報告書には『領収書のコピー』と『町内会・区の通帳
の表紙と表紙裏のコピー』の添付、そして製造番号を
記載してください。（製造番号が無いものは写真または
納品書のコピーの添付）

手順3

決定通知書の受取&補助金の口座振込

町内会・区の口座へ振込まれます。

次頁のQ&Aもご覧ください。

富士環境衛生自治推進協会環境衛生改善事業補助金Q & A

Q 1 昨年度との変更点はありますか？

A ごみステーション関連用品及び修繕の補助限度額を7万円から10万円に増額しました。

Q 2 ごみステーションの修繕は、こういった内容が補助対象になりますか？

A ごみ収集やごみ出しに支障が出る箇所や、危険が生じる箇所の修繕が補助対象となります。

現場確認が必要となりますので、必ず申請前にご相談ください。

Q 3 草刈機の替え刃や燃料などは補助の対象になりますか？
また、芝刈機は補助の対象になりますか？

A 替え刃や燃料などの消耗品は補助の対象となりません。
また、芝刈機も補助の対象となりません。



Q 4 除草剤は補助の対象になりますか？

A 除草剤は農薬に該当するため補助の対象となりません。

また、園芸用及び家庭用殺虫剤も対象外です。

除草に関しては環境に配慮し、草刈機等での作業をお願いします。

Q 5 町内会の奉仕作業で使用するため、ホームセンターで29,800円の草刈機を2台購入したいのですが、補助金額はどうなりますか？

A 補助対象は草刈機1台までです。補助金は千円未満の切り捨てのため、以下のとおりです。

29,800円（補助対象）×1/2（補助率）=14,900円 → 14,000円



《お問合せ先》

富士環境衛生自治推進協会 事務局

富士市役所 環境総務課 電話：55-2768